

最高裁秘書第5339号

令和元年11月11日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書開示通知書

10月9日付け（同月11日受付、第014329号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

令和元年度長官・所長会同係シナリオ（片面で3枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

1の文書には、公にすると庁舎管理事務及び警備事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報（会場の場所）が記載されており、この情報は、行政機関情報公開法第5条第6号に定める不開示情報に相当することから、この情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

(会同係用)
令和元年度長官・所長会同係シナリオ

●第1日 6月19日(水)

9:20

○会同係 御連絡いたします。9時25分から最高裁判所長官挨拶が終了するまでの約15分間、カメラ取材及び録音取材がございます。

最高裁判所長官挨拶終了後、協議に入りますが、協議に当たりましては、意見要旨の朗読、協議事項の読み上げは省略させていただきます。

また、御発言の際は、お手元のマイクのボタンを押して庁名を明らかにし、御発言いただくようお願いいたします。

なお、例年、御発言が聴きづらい場合もあるようですが、御発言の際には、マイクを引き寄せて御発言いただくようお願いいたします。

9:25 報道関係者入室

9:30

○会同係 ただ今から、高等裁判所長官、地方裁判所長及び家庭裁判所長会同を開催いたします。はじめに最高裁判所長官の挨拶がございます。

9:40 (最高裁判所長官の挨拶終了・報道関係者退室)

○会同係 それでは、これから協議に入ります。協議の進行は最高裁判所長官にお願いいたします。

休憩時 適宜

○会同係 ○時○○分から協議を再開いたしますので、御着席をお願いいたします。

12:00

(最高裁判所長官が退室した後)

○会同係 昼食について御連絡いたします。知財高裁所長、地家裁所長の皆様におかれましては、[]の中会議室に昼食を用意しておりますので、そちらにお移りください。なお、昼食費用の支払がお済みでない方がいらっしゃいましたら、午後零時15分まで、大会議室前ロビーで受け付けております。

高裁事務局長の皆様は、別途、秘書課会議室に昼食を用意しておりますので、秘書課会議室にお移りください。

この会議室には、休憩時間中、係員を待機させておりますので、お荷物などは、置いたままにしていただいて差し支えございません。

13:00

(最高裁判所長官入室・協議再開)

休憩時 適宜

○会同係 ○時〇〇分から協議を再開いたしますので、御着席をお願いいたします。

17:00

(最高裁判所長官が本日の協議を終了する旨発言)

○会同係 これで第1日目の協議を終了いたします。

(最高裁判所長官が退室した後)

○会同係 会同員の皆様に御連絡いたします。

協議に引き続きまして、午後5時30分から(※1)、██████████の特別会議室において懇談会がございます。

特別会議室での御案内は午後5時15分からとなっております。適宜移動をお願いいたします。(※2)

なお、懇談会においても軽装で差し支えございません。

この大会議室は、明日の朝まで施錠しますので、お荷物などは、置いたままにしていただいて差し支えございません。

なお、明日の開始時間は、午前9時になります。本日よりも開始時間が30分早くなりますので、御注意ください。

※1 協議が延長して終了時刻が午後5時20分を過ぎた場合には、移動時間として10分を空けて、5分単位の切りのいい時刻を指定してください。

協議終了時刻	懇談会開始時刻
午後5時00分～午後5時19分	午後5時30分
午後5時20分～午後5時24分	午後5時35分
午後5時25分～午後5時29分	午後5時40分
午後5時30分～午後5時34分	午後5時45分

※2 午後5時15分を過ぎた場合にはアナウンス不要

●第 2 日 6月20日 (木)

9:00

○会同係 ただ今から、2日目の協議を開始いたします。協議の進行は事務総長にお願いいたします。

休憩時 適宜

○会同係 ○時〇〇分から協議を再開いたしますので、御着席をお願いいたします。

12:00

(最高裁判所長官が協議を終了する旨発言)

○会同係 これで令和元年度長官・所長会同を終了いたします。

(最高裁判所長官が退室した後)

○会同係 御連絡いたします。会同はこれで終了となります。高裁長官及び高裁事務局長の皆様は、[REDACTED]の中会議室で昼食懇談会が行われますので、中会議室にお移りください。

また、高裁事務局長の皆様については、昼食懇談会後、午後1時30分から、[REDACTED]の秘書課会議室で、事務連絡を行いますので、時間になりましたら、秘書課会議室にお集まりください。